

森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書

昨今、温室効果ガスの増加による地球温暖化現象が人類の生存基盤を揺るがす重要な環境問題とされる中で、平成17年2月には「京都議定書」が発効し、これを受け、同年4月に政府は「京都議定書目標達成計画」を策定したが、その中で森林は温室効果ガスの吸収源としての大きな役割が課されている。

また、17年7月のグレンイーグルズ・サミットにおいて、違法伐採に取り組むことが地球環境の保全や森林の持続可能な経営に向けた第一歩であることが合意され、今7月サンクトペテルブルク・サミットでもその重要性が再確認されたところである。我が国においても、政府及び業界が一体となって違法伐採対策への取組に着手したところであり、早急な定着が求められている。

一方、近年大規模な自然災害が多発しており、山地災害を未然に防止するため治山対策や森林の整備・保全の一体的な推進が強く求められている。

このような中で、17年度にあっては、用材自給率も7年ぶりに2割を超える見込みとなり、15年度以降林業への新規就業者が増加するなど、わずかながらではあるが明るい兆しも見受けられる。しかしながら、今なお厳しい状況が続いている林業・木材産業の再生につなげていくには、今後これらの兆しを助長・発展させるための強力な施策の展開が必要である。

現在、林野庁において、新たな森林・林業基本計画の策定作業が進められており、その策定に当たっては、現下の森林・林業・木材産業の厳しい実態を踏まえ、林業・木材産業の再生に向けた強力な施策の展開がなされるよう要請し、具体的には下記の事項についてその実現を強く願います。

記

- 1 多様で健全な森林の整備・保全等を促進する新たな森林・林業基本計画の策定とこれを実現する第一年度目としての19年度予算の確保
- 2 二酸化炭素を排出する者が負担する税制上の措置などにより、地球温暖化防止森林吸収源対策を推進するための安定的な財源の確保
- 3 森林・林業の担い手の育成・確保及び国産材の安定供給体制の整備と利用拡大を軸とする林業・木材産業の再生に向けた諸施策の展開
- 4 国民の安全・安心な暮らしを守る国土保全対策の推進
- 5 特に、国有林野にあっては、安全・安心な国土基盤の形成と地域振興に資する管理体制の確保
- 6 地球的規模での環境保全や持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進
- 7 森林整備地域活動支援交付金制度の継続・充実

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月29日

和歌山県議会議長 向井 嘉久藏

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣

環境大臣